

宅地建物取引業者免許申請書編綴順序及び説明

順序	書 類	個人の場合
1	宅地建物取引業者免許申請書（表紙）	裏面に事務所付近の略図記入（最寄駅・バス停を記入）
2	事務所の写真〔外部（建物全体・建物入口部分・事務所の入口）・内部2枚（逆方向から写したものの各1枚）・業者票及び報酬額表（字が読めるように・新規不要）〕	縦 8.5 cm 横 12.0 cm ※インスタント写真不可
3	事務所の平面図（建物の中の事務所の位置がわかるフロア全体の間取図と内部の机等の配置を図示）（北方向と「○階建の○階部分」を記入すること。）	
4	免許申請書（様式第1号）	第1面
5	事務所	第3面（政令第2条の2で定める使用人とは、従たる事務所の代表者をいう。）及び第4面 専任の宅地建物取引士の氏名と生年月日
6	収入証紙（知事免許）・印紙（大臣免許）・収入証紙はり付け欄	第5面
7	宅地建物取引業経歴書（添付書類（1））	第1面、第2面（歴年別に5年分） （但し、最終歴年分は、15の納税証明書の期間に合せる。）
8	誓約書（添付書類（2））	－免許申請者名で署名する。
9	宅地建物取引業に従事する者の名簿（添付書類（8））	
10	専任の宅地建物取引士設置証明書（添付書類（3））	
11	専任の宅地建物取引士の「宅地建物取引士証」の写し	（表面と裏面をコピーすること。）
12	事務所を使用する権原に関する書面（添付書類（5））	
13	略歴書（添付書類（6））	－免許申請者、専任の宅地建物取引士、従たる事務所の代表者のもの ※必要部数をコピーしてご使用下さい。
14	資産に関する調書（添付書類（7））	－免許申請者のもの
15	所得税の納税証明書（税務署・証明書その1）	－直前1年間のもの、新規の場合は源泉徴収票でもよい。
16	営業保証金供託書の写し又は宅地建物取引業保証協会の正会員名簿	（更新の場合のみ）
17	裏表紙（白紙のもの）	

裏表紙内側に ホッチキスで 止めること	身分証明書	免許申請者、 専任の宅地建物取引士 、従たる事務所の代表者のもの※外国籍の方は住民票抄本（国籍又は地域、在留に関する事項、在留カード等の番号が載っているもの）
	登記されていないことの証明書	成年被後見人・被保佐人でないことの証明があるもので、免許申請者、 専任の宅地建物取引士 、従たる事務所の代表者のもの
	住民票	免許申請者のもの（免許申請者が外国籍の場合は、身分証明書に添付する住民票と兼ねることができる）
	照会対象者入力票	身分証明書（外国籍の方は住民票）を提出した者全員及び専任の宅地建物取引士について記入すること。

※証明書類は、申請日前3ヶ月以内のものに限る。
 ※登記されていないことの証明書は、地方務局本局で窓口申請をされる場合は、そこで交付を受けられます。